

令和3年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年1月21日

開会：午前10時00分～午前11時53分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。皆様、本年もどうかよろしくお願ひいたします。

ただいまから教育委員会1月定例会を開会いたします。

それでは日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は堀委員を御指名申し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の方法についてでございます。

議案第1号及び2号につきましては、条例改正及びそれに伴う規則改正でございますので、一括して審議することとさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認めまして、議案第1号及第2号につきましては、一括して審議することといたします。

それでは次に、日程第3、議案第1号「守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案についての意見」及び日程第4、議案第2号「守口市就学指導委員会規則を廃止する規則案」を一括して議題とします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第1号「守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案についての意見」。

守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案についての意見を次のとおりとする。

令和3年1月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

議案第2号「守口市就学指導委員会委員会規則を廃止する規則案」。

守口市就学指導委員会規則を廃止する規則案を次のとおりとする。

令和3年1月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号及び第2号「守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案についての意見」及び「守口市就学指導委員会規則を廃止する規則案」につ

いて、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書 1 ページから 4 ページ及び配布しております参考資料を御参照ください。

現在、守口市に設置しております「就学指導委員会」につきましては、教育委員会の諮問に応じ、本市こども部や守口支援学校等の各関係機関との連携を図りつつ、障がいのある園児、児童及び生徒の就園相談または就学相談に関する事項、実態把握に関する事項、就園後または就学後の支援体制、教育内容等に関する事項、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申することにより、各校園における支援の充実に寄与しているところです。

このたび、障がいのある子どもに対する早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援のさらなる充実及び切れ目のない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実に加え、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であるとの国の動向を踏まえ、所要の改正を行うとともに、それに伴い、守口市就学指導委員会規則を廃止する規則を公布しようとするものです。

守口市就学指導委員会設置条例の改正内容といたしましては、2点ございます。

まず1点目は、題名及び第1条の委員会の名称を、「守口市教育支援委員会」に変更しようとするものでございます。

2点目は、第2条の所掌事務について、第1項から第3項に守口市就学指導委員会規則に規定しておりました、障がいのある園児の就園相談に関する事項等をそれぞれ追加しております。

なお、当該条例案につきましては、教育委員会の意見聴取後、令和3年2月守口市議会定例会に提出しようとするものです。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございました。

説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見・御質問がございませんので、採決したいと思います。

議案第1号及び2号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第1号及び2号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第3号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第3号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」。

令和2年度教育費補正予算案についての意見を次のとおりとする。

令和3年1月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第3号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

議案書5ページから7ページをご覧くださいますようお願いいたします。

7ページの「令和2年度教育費補正予算案」の表に沿って御説明させていただきます。

今回補正させていただく事業は、学校教育施設整備基金積立事業に係るものでございます。本市では、ふるさと納税制度を通じ、守口市ふるさと応援寄附金事業を実施しています。寄附金は、「教育事業」、「福祉事業」、「使途目的の限定なし」の3区分、さらに、令和2年8月に新たに追加いたしました「災害・感染症等対応事業」のいずれかを指定することができます。また、使途目的に応じた基金への積立てを行

っております。本市教育委員会では、教育目的として寄附された寄附金を、守口市学校教育施設整備寄附金へ積み立てています。

今年度においては、寄附金が当初予算の見込みを上回る寄附額で推移していることから、令和2年11月教育委員会定例会及び令和2年12月市議会定例会において、寄附額の増加に係る補正予算案を提出し、可決されたところでございます。今般、補正後の見込み額をさらに上回る推移で寄附が寄せられているため、寄附金の受入れにかかる歳入予算の補正措置及び歳入金額の増加に伴う学校施設整備基金への積立てにかかる歳出予算の補正措置が必要となるものでございます。

具体的な金額につきまして、御説明させていただきます。表中1「学校教育施設整備基金積立事業」における歳入予算といたしまして、寄附金の決算見込と当初歳入予算の差額として2,904,000円を計上しており、歳出予算といたしまして、基金積立金として、寄附金の増加分と同額の2,904,000円を計上しております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

それでは、御意見・御質問がないようですので採決いたしたいと思っております。

議案第3号につきましては、原案どおりに承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第3号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第6、議案第4号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第4号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄につ

いての意見」。

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見を次のとおりとする。

令和3年1月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第4号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見」を御説明させていただきます。

議案書8ページ及び9ページをご覧くださいませようお願いいたします。

本市教育委員会においては、過去に守口市奨学資金条例に基づき、向学心があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難である者に対し、高等学校、専修学校、短期大学・大学の区分に応じ、奨学資金として入学準備金及び修学金の貸付を行ってまいりました。本市奨学資金条例については、平成31年4月1日をもって廃止しているため、現在は新規の貸付は行っておらず、過去に貸付を受けた者からの回収事務のみを行っているところでございます。

貸付を受けた者のうち、償還期限を経過してなお未納の者については、随時、督促状の送付、電話、訪問による催告などを行い、債権の回収に努めているところでございます。しかし、未納となっている債権のうち、旧民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過し、かつ、債権者や連帯保証人に接触できないケースについては、債権回収が極めて困難でございます。これらの債権を保持し続けることは適切な債権管理の観点から妥当とは言えないことから、債権の放棄を行う必要があります。つきましては、当該債権の放棄について、守口市議会2月定例会に上程するに当たり、教育委員会としての意見を定めようとするものでございます。

9ページの表をご覧くださいませようお願いします。今回対象となる債権の内容でございませうが、それぞれの貸付年度別に一覧表にしております。いずれも、最終償還日から令和2年12月末までの時点で10年を経過していることを前提とし、そのう

ちでも主債権者及び連帯保証人の全員が死亡・破産による免責、居所不明のいずれかの要件に該当しており、今後回収できる可能性がないもののみとしております。対象件数は14件で、対象金額は3,341,375円でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 守口市の奨学資金条例が平成31年4月1日で廃止されたということで、その際に、廃止後もこれまでの貸付を受けた者からの返還にかかわる事務については適切に行っていく。滞納者に対して公平性の観点から、引き続き督促、電話の催告など、貸付金の回収を実施していくことがその際承認されたわけです。それから今回の議案に取り上げられております、貸付金にかかわる債権の放棄についてなんですけれども、今の御説明の中に、再三電話、訪問、督促等で行ったけれども死亡、それから、住居等がわからずなかなかその点に関してはうまくいかなかったというやむを得ない事情を説明していただきました。そのことはよく理解できるんですけれども、平成31年の廃止のときに引き続きやっていくんだということが承認されて、それまでどういう経緯で今日に至ったのかと。旧民法の167条の1項で、消滅時効期間を経過したものについては回収不能というふうに、もうやむを得ないという1項がございますので、そのことに関してどうこうという意見じゃないんですけれども、もう少しそれまでの取組みをしていただきました経緯等を説明していただければありがたいと思います。

○事務局 奨学資金の条例廃止が行われた平成30年度以降なんですけれども、我々といたしましては、回収事務についてずっと注力してきたところでございます。残った債権につきましても、平成31年度につきましては全て、滞納している方については連絡をして、電話をかけたとか文書を送ったりとかして全件当たるといふことをまず第一義にやりました。また、本債務者と御連絡がつかなかった人に対しまし

ては、連帯保証人について居所を調べて連絡を取るようにして、請求もずっと継続して行ってきたところでございます。こういった詳細な調査というものを行っていく中で、本籍地の照会とかもかけながら、破産免責があったかどうかというのにも調べながらやっていった中で、一定、平成31年度の決算額につきましても、その前年の決算額ベースと比べまして7%以上向上していると。

令和2年度につきましても、12月末時点で既に2%向上というような形で、これまでと比べましても取り組んできたことの結果として回収金額自体も上がっているというふうに、我々としては認識しているところでございます。そういった結果を出していく中で明らかになっていた居所不明者であるとか死亡者であるとか破産免責者につきまして、これ以上徴収努力を続けたとしても回収見込みがないものにつきましては、債権を持ち続けることによって検索であるとかの労力をそこに注力していくことになってしまうので、そこに関しましては適切な債権管理の一環といたしまして、不納欠損処理という形で会計上処理させていただくほうがよいかというふうに我々としては考えているところでございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 コロナでますます回収が難しくなってくるかと思うので、今までどおり、少しずつでも返金していただけるように努力を続けていただきたいと思います。

○教育長 御意見として承りました。ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 就学困難である方への貸付金で大学とか短期大学とかに入学準備金として貸し付けて、実際にそれに使われたかどうか、チェックとかはできていますか。直接大学に振り込むのであれば間違いはないのですが。

○事務局 貸付当時なんですけれども、借りられた方は学生で未成年でございますが、その親御さんが契約行為の承認という形で委任状を出していただいて、その親御さんの口座に対して振込みをしていますので、そのお金を使って入学資金として払ったどうかというところまでは実際は確認できないんですけれども、ただ、その方々が学校に行った後で、在籍証明という形でこちらに対して証明書を送ってもらっていますので、学校に行かれたことについては確認が取れています。

○委員 では、事実上適切に使用されていると考えていいんじゃないですか。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 このことについて問題があるということではないんですけれども、この14件を今回放棄するということが認められたとして、あと、なお残っている部分というのがどれぐらいあるのかということをお教えいただけませんか。

○事務局 今現在、令和2年度12月時点でございますが、残件数が239件で、貸付残高が54,592,416円となっております。今回の債権放棄の金額がもし認められたといたしますと、残額が51,251,041円で、残件数が225件という形になります。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 よろしいですか。

○教育長 はい。どうぞ。

○委員 その225件については、今後も今までと同じように引き続き返還を求めていくという作業は続けるということなんだろうけれども、先ほど話があったようにコロナの問題等もあって、多分、今まで以上に難しい部分というのが増えていくかと思えますし、新たにまた何が起こるかわからないという状況の中でなかなか回収も難しいことだろうと思えます。もちろん、やれることにも限界がありますし、そ

れに係る労力というか経費というか、それがむしろ高くて、だからといってもう何も
しないというわけにはもちろんいかないわけですから、そこらあたりについてはまた
今後議論もなさるんだらうと思いますけれども、新たにもう貸し付けないわけだから、
回収の残った部分をできるだけ、税金を使っているわけだから、それをやっていかな
くてはいけないという立場で今後も引き続きやっていかれると思いますけれども、今
までいろんなことをやってこられた中で、今までやってきたこと以外にやれることな
ど、内容証明を送るとかそういうようなもろもろ今までやってきておられることなど
に加えて、新たな方法というのが今の段階であるんですか。同じことを繰り返してみ
て、時効になったらそこであきらめるみたいな形が繰り返されるというふうになっ
ているのかどうか、そのあたりについて教えていただきたい。

○事務局　今の御意見でございますけれども、今まで当然貸付しておりますので、
訪問、電話での催告は行っております。これまでの経緯としましてはそういう形で本
人さんに送っておりますけれども、それでも連絡がつかないとか返金されていない方
に関しましては連帯保証人を立てておりますので、連帯保証人にも催告を送っており
ます。次のステップとしてやっておくことは、連帯保証人に対しても本市の顧問弁護
士の名前でまた催告状を送っております。次のステップとしましては、これは少し慎
重に検討にしていかなければ、深めていかなければいけないんですけれども、次にで
きるというふうに一応考えられることとしましては、家庭裁判所をお願いした上で、
支払督促等を送るという形が考えられるかなと。その部分につきましてはやはり議決
が要りますし、当然それに関して費用というのが、今郵便料等で終わっているものが
高額になってきますので、これも先ほど説明させていただきました私債権になります
ので、差押えという部分がかかなり難しい部分になってきますので、そういうところも
考えた上で、費用を試算した上で、どれだけ回収できるかというところも考えた上で
踏み切らないといけないというところで今、検討を深めて議論しているところでござ
います。

以上でございます。

○教育長　それでは、よろしいでしょうか。

ほかに御意見・御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第4号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　ありがとうございました。異議なしと認め、議案第4号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第7、議案第5号「令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局　議案第5号「令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について」。

令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について、次のとおりとする。

令和3年1月21日提出。守口市教育委員会　教育長　太田知啓。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　議案第5号「令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について」を説明させていただきます。

議案書10ページから11ページ及び本日お配りしております実施要領を御参照賜りますよう、よろしくお願いいたします。

去る、令和2年12月24日、文部科学省総合教育政策局長から、大阪府教育庁を通じて、令和3年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について依頼がございました。

初めに、学力調査のこれまでの経過を説明いたします。

平成19年度から平成21年度は全国調査が悉皆調査であったため、本市におきましても全校参加をいたしました。平成22年度から平成24年度は抽出調査となった

ことから、平成22年度は市費により全校参加するとともに、23年度・24年度は大阪府調査への全校参加をいたしました。また、平成25年度から平成31年度は全国調査が再び悉皆調査となったため、同様に全校参加をしております。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症に係るその後の状況及び学校教育への影響等が考慮され、実施されませんでした。なお、使用する予定であった問題冊子につきましては、各校でテストや授業等で取り扱い、結果を分析し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てているところです。

次に、令和3年度実施の内容について御説明いたします。実施要領を御参照ください。

令和3年度も平成31年度までと同様、悉皆調査となっております。

まず、1ページ「I.調査の目的」につきましては、これまでと変更なく、児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策の改善等に役立てることとなっております。

2.(1)「調査事項」におきましては、児童生徒に関する調査について示されております。

「教科に関する調査」として小学校で国語と算数、中学校で国語と数学が実施されます。また、調査問題とは別に生活習慣や学校環境等に関する調査として、児童生徒に対する質問紙調査と学校に対する質問紙調査が行われます。

2ページ3.(1)に記載のとおり、調査日は令和3年5月27日の木曜日と、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施日が変更されております。

令和3年度は実施要領で大きな変更点はございませんが、全児童生徒を対象とする本体調査に加え、文部科学省が調査対象として抽出する対象校において「経年変化分析調査」及び同じ抽出校において「保護者に対する調査」が昨年度から繰り越されて、令和3年度実施されることとなります。また、質問紙につきましては、主な変更点が3点ございます。1点目は、新型コロナウイルス感染症の学習面への影響を把握・分析するため、休業中の児童生徒の学習状況・環境等についての調査項目が新たに盛り

込まれること、2つ目に、GIGAスクール構想の推進を踏まえ、ICTに関連した調査項目の抽出が図られること、3点目に、「保護者に対する調査」における調査項目につきましても、先ほどの2点の観点を踏まえて見直すとともに、本体調査の調査項目と連動して分析を行えるようにすることです。なお、児童生徒質問紙の調査項目数につきましては、児童生徒の負担とならないよう、既存の調査項目をより精選するなどして、令和2年度の調査項目数より増えないようにするとのことです。

学力調査への参加につきましては、次年度参加いたしますと14回目となります。現在、これまでの調査結果の経年比較を通し、長期的な改善・課題について分析し、課題に正対した取組みを進めるようにするなど、学校に対し支援することで活用をしております。

教育委員会としましては、子どもたちの学力向上に向け、よりスピード感をもって着実に取組みを推し進めなければならないとの認識のもと、昨年度より、教職員や子どもたちの意欲をより一層喚起するための授業改善と自学自習力に係る目標値を設定し、今年2月には本市の児童生徒の学習状況について全国水準以上をめざすとの目標を掲げているところです。

今年度の取組みとしましては、まず、各校での目標の共有とその達成に向けた取組みの具体化を図るため、教育長による各学校長とのヒアリングを実施し、指導を行うとともに、訪問支援や各校の学力向上会議等に指導主事を派遣し、課題と改善策を示しているところです。

また、市学力向上プランの2本柱の1つであります授業改善におきましては、今後求められる授業づくりに係る教職員研修の開催に加え、校内研究会に事前研究から継続的に指導主事を派遣するとともに、本市の課題に即した研究校を指定し、その成果について共有化を図っております。

とりわけ国語におきましては、全国学力・学習状況調査の結果から、本市においても読解力を含めた課題を重く受けとめており、研究指定校による国語の授業動画の配

信や、普段の授業において活用できる系統指導表、指導案集を配布するなど、授業改善に努めているところでございます。

もう一つの柱であります自学自習力の育成におきましては、家庭・地域への発信に加え、校長会や学力向上推進教員会議を通じて、成果へとつながっている学校の取り組みの詳細について情報共有を図っているところです。また、各校の放課後学習がより効果的に進められるよう指導するとともに、昨年度より全校実施しております土曜日学習会におきましても、民間事業者と児童の学習状況等の情報共有をしながら、自学自習力の育成に向けて取り組んでいるところでございます。

令和3年度につきましては、平成30年度から3年間実施しております市学力向上プランの最終チェックの指標となります。既に、令和3年度からの市学力向上プランの策定には着手しているところではございますが、今後とも調査結果の分析を抽出させ、施策の見直しや改善を行うため、また、学校・家庭・地域が連携した取り組みを進める上でも、今回の全国調査に参加することは必要であると考えております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、これまでの学力向上へ向けた取り組みをさらに進めるため、令和3年度全国学力・学習状況調査へ参加することにつきまして、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 ちょっといいですか。

○教育長 お願いします。

○委員 全国学力・学習状況調査への参加については異論がないわけですか。今説明をしていただきましたので、十分わかりました。お尋ねしたいことがあるんですけども、新型コロナウイルス感染症の学習面への影響を把握・分析するために、この学力調査においても休業中の児童生徒の学習状況等々の調査をやるというふうにならにつけ加えておりますね。これは今までにない出来事ですので、非常に学力格差が広

がってきているんじゃないかとか、休校措置で学びが遅れている児童に対して、また、生徒に対していろいろな配慮をやってきているわけですがけれども、一体それはどのように実際展開され、身についてきているのかということ、いろんな多々の心配事がたくさんあるんです。心の問題ももちろん含めてですがけれども。だから、守口市として、この3月までに全国学力・学習状況調査に先駆けて、例えば今、項目がありましたように、感染症の学習面への影響分析・把握とか、それから休業中の生徒の学習状況とか、守口市独自で調査され、課題を見つけられるということはお考えの中にございますでしょうか。それを1点お聞きしたいんですがけれども。

○事務局　ただいまお示しの内容でございますけれども、まずは昨年度末、3月の時点で臨時休業が決定された際に、速やかに各学年で未履修となっている内容について、当課において全校を対象に調査をさせていただいたところでございます。その内容につきましては、その年度内に、少なくとも当該の中学校区において、例えば、特に小学校6年生の未履修内容等については中学校との共有が特に必要であることから、中学校等において速やかに内容を共有し、履修が必要な内容については柔軟に、次年度の履修内容と、可能であれば内容を合わせて授業で取り入れるなど対応を進めてきたところでございます。今年度始まって以降につきましても、6月の全部の再開に至るまでの間もございましたので、教育委員会としましては、家庭学習の内容について学校と連携をしながら、充実を図りながら、また、再開以後につきましても登校が難しい児童生徒が中にはおりますので、そういった子どもたちに対しても、保護者と内容を共有しながら、個に応じてZ o o mを活用したオンラインの授業を日々実施するなど、子どもたちの学びと、それから感染症対策と、この2つをきちんと両立させながら対応を進めてきたところでございます。

以上でございます。

○委員　進めてこられたのはわかるんですがけれども、各学校がそれに対して実際どうだったのかという、そういうものは調査されるとかあるんでしょうか。今は包括

して言われたと思うんですけれども、それぞれの学校でそれぞれの事情があると思うんです。それに対してもう少しきめ細かく実態把握とか改善とかいうのは、もう少しはっきりしていくというようなお考えはあるのかどうかを聞きたいんですけれども。

○事務局　今、御指摘がございました今後のことにつきまして、またこれまでの各学校の細かな分析につきましては、アンケート調査等において統一したものということではできていない状況です。臨時休業明け等に、個別に子どもたちの心のケアという面ではスクールカウンセラー等の派遣ができているものの、全体を各学校が把握するためのそういった統一したものはできておりません。ただ、各学校では、学期に一度は心の面での悩み等がアンケート調査で把握できる、そういった別のものではございますが、子どもたちの心の状況を把握できる機会を設けています。また、教育相談という形で個別に話をする機会も設けておりますので、そういったことを通じて子どもたちの心の状況を適切に把握して、支援できるようにしているところと認識しております。

○委員　まだまだコロナが収束するというイメージがないもので、やはり次の対応をもっとよりよいものにするためには、子どもの学びにとってとか親御さんの不安とか、いろいろなものに対する対応ができると思うんです。だから、ぜひこまめにやっていただいて、そして何か夢が持てるようなアドバイス等をしていただければ。あと1年かかるかどうかもわからないところがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○事務局　今、いただきました貴重な御意見を、ぜひ校長会等を通じまして学校長に伝えて、先ほど申し上げました、日ごろ行っておりますアンケート等をより充実させて、子どもたちの状況を十分把握して、子どもたちが未来に向けて意欲的に、積極的にいろんな活動ができるように学校を指導してまいります。ありがとうございます。

○委員　済みません、それともう一ついいですか。

○教育長　はい。どうぞ。

○委員 先ほど御説明の中に、校長と教育長がヒアリングをというようなことがありましたね。多分、教育長が先頭に立って守口の教育をもう少し方向付けて、よりよいものにやっっていこうという意気込みのあらわれだと思っんです。だから一回、どんな形で行われるのかわからないんですけども、今のコロナ禍の状態の話も多分、教育長が直に校長やアンケート等をもとにして話をされるかもしれませんし。だからできるだけスケジュールを、お忙しいとは思っんですけども、教育長のスケジュールを裂きながらでも、できるだけ現場に行っただければ現場の先生方も非常に安心できるんじゃないかなと。

○事務局 今年度実施してあります状況としましては、まず1学期に先ほど申し上げた形で、教育長と校長が実際に学力向上プランに基づいて各学校のこれからの取組みについてヒアリングを実施し、その場で教育長から今後の取組みについて指導・支援をしていただいております。加えまして1学期、コロナ禍で臨時休業中も実際に教育長や教育監、教育部長と各学校に、まず全ての学校に学校訪問をさせていただき、校長先生とその場でも学校の状況等を確認する機会を設けました。また、それに加えて、2学期以降も各学校の特色ある取組みを、教育長のみずからの目で見いただく機会を設けて、その場でも学校の状況の確認という形でしていただいているところです。

○委員 できるだけ回数を増やしていただいで、できるだけ現場に足を運んでいただいたほうが、学校としては非常に安心できるんです。だから、いかに回数を多く、きめ細かく、スケジュールは忙しいと思っるので、その中で、このコロナ禍ですけれどもやっただけだと、教育長が雲の上の人みたいに思っ現場の声が身近になっ、非常にヒアリングを重視されているという話をお聞きしたもので、非常に期待しているんです。ぜひこれでよろしくお願ひしたいと。

○教育長 今非常に大事なことを言っただいたと思っしております。教育長のヒアリングは、昨年度から、各学校がそれぞれの目標設定することを決めて、それに対

して進捗状況を伺うということで始めたものです。つまり、ヒアリングすることももちろん重要なのですが、各学校がそれぞれの目標を作っていただいて、それに向けて取り組んでいただく。そしてその結果について、学校だけではなくて、我々の立場からもいろいろ、ここがうまくいっているとか、どうしてこういうふうになったんだろうかということ进行分析しながら、学校と教育委員会一体となって、あるいは学校を支えていくということのために実施しているものです。例えば、いろんなアンケート調査だったり全国学力調査の結果を学校ごとに見ていくと、それぞれやはり学校によって課題が違います。学校によっては全国学力調査の平均正答率を大きく上回っている学校もありますし、なかなか苦勞している学校もあります。教科で見ても、国語はいんだけれども算数が苦手というようなこともあります。マクロで見ることももちろん大事ですが、やはりミクロでも見ていかないと、各学校の課題というのは把握できないと思っておりますので、できるだけ各学校のデータも見ながら校長と意見を交わしていきたいと思っております。去年そういった仕組みをつくっていただいたので、それがきちんと機能するようにヒアリングを行っております。また、学校訪問につきましても、やはり私は4月に来たばかりで、学校の現場を見て、学校の課題を自分の目で見て進めていきたいというようなことを強く感じておりますので、本当に忙しい中、学校で受け入れていただいて、最初は教育監と訪問させていただきまして、延べにすると40回ぐらい行っているんじゃないかなと思います。全21校の全部の授業、ほんの短い時間でも全教室に行きましたので、全学年全学級の授業を見ました。ただやはり、今までと今年度は、コロナ禍ということで全く状況が違うという思いで、私も授業を見させていただいております。ここでいろんな、昨年度になかった変化なども、やはり教育委員会としても把握しなければならないと思っておりますので、各学校でこういうことが新たに起こったとか、それからこういうことが困っているなどということも、できるだけつぶさに把握できるように。これは教育長が行くだけでは十分把握できませんので、教育委員会事務局を挙げてできるだけ学校に足を運んだり、

それからいろんな学校とのやり取りも密にするようにして、学校の課題なども把握するように努めております。やはり私たちは子どものために教育行政をやっておりますので、子どもの学んでいる表情なんかを見ると、よく子どもたちが元気に学んでいるなどといったことをつかみ取ることができますので、これからも学校に努めて足を運びたいと思いますし、学校の今の課題というものをできるだけリアルタイムに把握して、いろんな課題解決のために取り組んでいきたいと思っております。今叱咤激励をいただいたなと思っておりますので、しっかりとこれから、私だけではなくて教育委員会事務局挙げて、学校の把握にちゃんと努めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員 済みません、生意気なことを言ってしまって申しわけありません。

○教育長 いえいえ。

ほかに御質問・御意見ございますでしょうか。

ちょっと関連してなんですけれども、今、もう少し教育委員会独自にいろんなことを把握したほうがいいんじゃないかというような御意見をいただいて、本当にありがとうございました。全国学力調査も、本当に膨大な項目をできるだけ精選してやっておりますので、我々も学校や子どもたちに負担のないようにということは肝に銘じていかなければならないと思いました。今度やはり、一人一台端末に入りますので、できるだけ活用して、例えば授業の後に、簡単に数問ぐらいのアンケートでしたらそんなに時間はかからないと思っておりますので、そういったような形でできるだけ子どものリアルタイムに、1年間を振り返っての項目もあってもいいと思っておりますが、今、子どもたちがどんなふうを考えているのかなということも把握できるような手法をこれから取り入れていきたいと思っておりますので、また具体的にこれから考えていきたいと思っております。

ほかに御質問・御意見はございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第5号につきましては、原案どおりに承認することに御異議ございませんでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第5号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第8、議案第6号「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針(案)について」を議案といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第6号「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針(案)について」。

新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針(案)について、次のとおりとする。

令和3年1月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第6号「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針(案)について」、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書12ページから16ページを御参照いただきますようお願いいたします。

令和2年12月3日付けで、文部科学省より、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」が、令和2年12月11日付けで大阪府教育庁より、学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル増補版が発出され、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行うという対応について見直されました。また、令和3年1月5日付け、文部科学省初等中等教育局長、スポーツ庁次長及び文化庁次長より、小学校・中学校及び高等学校等における「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」が通知され、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは控えるように示されたところでござい

ます。それらを受け、令和2年7月30日付けで制定させていただきました、本市における新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針を改正しようとするものです。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。まず初めに、前文についてでございます。「児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、学校行事や部活動等を含めた学校教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障しつつ、感染症対策を講じる観点から、下記の事項に重点をおいて適切な対応を行う」と改正させていただきました。

続きまして、各項目についてでございます。

1.感染者が確認された学校の全部または一部の臨時休業について、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、臨時休業の実施及び期間を決定する。（臨時休業期間には土日祝等を含む）

2については変更はございません。

3.保健所の調査が終了するまでは、全部または一部の児童生徒の外出を控えるよう保護者に対し協力を依頼する。

4.濃厚接触者が特定された場合、当該児童生徒に対して出席停止の措置を行う。（出席停止期間については、「感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間」を基準とする）。

項目5・6・7・8につきましては変更はございません。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 私のほうから。

○教育長 はい、お願いします。

○委員 この基本方針、私は全く異論ないんです。ただし、この方針をどんな形で生徒や児童や保護者の目につくように発信されているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○事務局 お示しの件につきましては、ホームページに掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○委員 それを学校で、子どもたちにぜひ一度は見るようにと促しておられますか。

○事務局 7月30日制定時点において、保護者向けに周知文書をお配りさせていただきましたので、再度この改正案についても配付用の文書を作成させていただこうと考えております。

○委員 絶対それがいいと思います。知らせないと意味がありませんので。守口市はこの方針でいきますということをしっかりとお示しするという大事なことだと思います。

それと、もう一件よろしいですか。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 今、2月7日まで緊急事態宣言中ですね。その間、外出自粛要請とかをされているわけですが、それを受けて、それぞれの各校で学校としても、生徒や児童や保護者の方も含めて、例えば外出自粛の御協力願いを出しているかどうか。出されていると思うのですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局 各校におかれましても、不要不急の外出を控えるようにと協力を依頼しているところでございます。

以上でございます。

○委員 そうですね。一番発信力があるのは、各担任から教室でしっかりと頼むよと言わないことには収まらないので。これは何度も言わないとなかなか忘れてしま

ったりしますので。例えば高校入試も近づいてきますので、1人としてコロナとかの影響でダメージを受けるということがないようにしてやりたいので、ぜひ強くお願いしたいと思います。

○教育長　　例えば年末年始にかけて、ちょうど大阪府もレッドステージに入ったような状況でしたので、年末年始の過ごし方なども各学校でいろいろ工夫して、学校だよりや、それから児童生徒の指導などを通じて周知を図ってもらっていると理解しております。あと、このあたりは例えば、どうですか。そういった、学校から何か依頼とかってというのはいかがでしたか。

○委員　　そうですね。校長からの文書が、学校だよりとか、あと、お手紙とかで配布されたりはしました。

○事務局　　補足でございますが、今説明にありましたように、各学校ではこの緊急事態宣言等も受けまして、改めて子どもたちの指導に力を注いでいただいているところでございますが、今、本市において、残念ながら児童生徒の感染者、陽性者が出ておりますが、今のところ全て家庭内感染というふうに確認をしておりますので、一定校内における感染防止を意識した行動、また、放課後等においても一定学校の指導を受けて、子どもたちもしっかりと頑張ってくれているのではないかと認識しております。今おっしゃっていただきましたように、本当にまずは、教職員の意識が絶対低下しないように、学校長、管理職からも定期的に注意喚起を行っていただきながら、それをしっかりと子どもたちに伝えていけるように今後も努めてまいりたいと思っております。

○教育長　　市全体としても市民向けに、家庭内感染も含めて注意を呼びかけておりますが、学校においてもその後も、例えば文科省からも、一斉の臨時休業はできるだけ避けるようにというようなことでしたが、一方で、部活動で感染したケースなんかも大阪府内でも出ておりますので、特に部活動については感染対策をしっかりやるようにというようなことを我々市教委からも周知したところでございますので、これか

らも感染状況を踏まえながらしっかりと感染対策をやっていかなければならないと認識をしております。

事務局からの補足説明として、この改定する基本方針はいつから実施予定でしょうか。

○事務局 2月1日を予定しております。

以上でございます。

○教育長 今回、お認めいただきましたら速やかに、各学校を通じて保護者にも、今度こういう方針で2月からやっていくということをしつかりと周知していきたいと考えております。

ほかに御質問・御意見はいかがですか。

○委員 済みません。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 関連してということをお願いをしたいと思うんですけども、一般的に、守口市の小中学校で陽性者がゼロではないという状況の中で我々に連絡いただいているのを見ると、家庭内感染で親御さんなり周りの方から子どもにうつったというふうにお伺いしています。そういうような形だけではなくて、私が勝手に心配していることなんですけれども、逆向きに、子どもたちから保護者なり祖父母なりそっち側へうつって、それが例えば、悪い最悪の状況を考えて、例えばそれが、おじいちゃん・おばあちゃんが介護施設であったりそういうところに行かれて、それがクラスターになってみたいなことになったら一番怖いと思っているんですけども、そういうところがあってももちろん困るんですけども、そういうことに対する心配りというか目配りというか、そういうことにならないようにという意味の注意を、やはり気持ちの上で持っておくということがとても大切なのではないかなと思っているんです。そういうことがあっては困ると思うがゆえに、あんまりそういう逆向きの状況というのは今のところなさそうなんだけれども、そういうものが出てきたときにとても大変な状況

になってくると思いますし、学校を開けておくということ自体が大変ということに加えて、家庭内がクラスターを発生するような状況をつくってしまうということを心配されるわけで、そういうところは今のところはいいとしても、これから先ないとは言えないわけで、そういう意味合いで心配りだけは忘れないでほしいということを特にお願いしておきたいと思います。

○教育長　何かありますか。

○事務局　今、御指摘がありました、学校から逆に御家庭にということですがけれども、学校教育課からも先ほど説明させていただきましたように、今のところ学校内で、学校から家へ持ち帰るといようなケースはございません。あくまでもやはりお父さん・お母さん、もしくは御家庭でかかれて、それが子どもにうつるといような形での子どもの陽性ということはございます。ただやはり、子どもが感染してそれがまた学校で広まるという、そういうような恐れもありますので、今後につきましては、この基本方針もそうですけれども、やはり学校内で、我々職員もそうなんですけれども、御家庭で万が一PCR検査を受けるような状況になられた場合には、大事をとって職場も休むといような措置を取っておるところでございます。ですので御家庭にも、今までは協力といような形で、御家庭でPCR検査を受けられるということになると、欠席を、これはお願いで言うような形でしたけれども、そういう対応で今後引き続き御協力の要請をお願いしたいと思っております。また、市全体としまして、大阪府からの発表でも、守口市で高齢者施設、また、医療施設、また、障がい施設とい部分についてもクラスターが発生しているといような状況はございます。ございますので、市といたしましても広報活動、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、地域の消防団ですとか、また、庁内のスピーカーを通じまして、今の宣言が出ておる間、また、レッドステージの間については不要不急の外出はくれぐれも控えていただきたいといようなことを広報活動としてさせていただいているところですので、引き続きそのよう事態にならないように対応を図ってまいりたいと思っております。

ので、よろしくお願ひいたします。

○委員　　よろしくお願ひします。

○教育長　　やはり長期的なことでの御提案というふうに受けとめて、本当に子どもたちが感染症対策をなぜやらなければならないのかと自分で考えることがやはり大事で、自分の健康を守るためだけではなくて、家族や周囲の人の健康を守るために、マスクだったり、手指消毒だったり、密を避けたりということをするということ、感染症対策の意味を子どもたちが考えて、そして自分で行動できることが非常に大事だと思います。感染症についての学習も各学校でいろいろ工夫してやっていただいておりますので、あれはやったらだめ、これをしなさいだけではなくて、子どもたちがこういうときにはどうしたらいいんだろうということ自分で考えられるような機会というのを、今年度は、学習するまたとない機会だと思いますので、いろんな機会を捉えて勉強していただいております。特に、昨年実施した修学旅行でも子どもたちが集団で宿泊して友達と過ごす時間が多かったり、あるいは訪問地でその当地の方と接したりするときどうしたらいいのかということ、いろんな場面で、どういう行動をしたらいいのかを考える機会もできるだけ取り入れていただいておりますので、これからも感染症の意味というものを子どもたちにしっかりと理解してもらいたいと思っております。ありがとうございます。

○委員　　それ、ものすごい効果的ですね。学校にコロナというものを教材化して、子どもたちにディスカッションすると。その意義なんかを子どもから保護者に伝えていくという、それはものすごい効果がありそうですね。そういうのはやっておられるみたいだからいいと思って。

○教育長　　前に事務局からも御紹介申し上げた、赤十字社の教材など、本当に子どもたちが親しみやすいような教材も出ておりますので、そういったものを活用したりしていただいております。やはり感染症対策をするだけにはとどまらず、そういった自分で行動できるようにすることだったり、あるいは感染症になる可能性があるとい

うことを前提に差別・偏見とかをしてはいけないというようなことも含めて、やはり子どもたちにしっかりと、そういったことも含めて考えてもらえるようにしていかなければならないと考えております。ありがとうございました。

ほかに御意見・御質問はいかがでしょうか。

○事務局 済みません、1点訂正をお願いしたいと思います。

議案書の15ページになります。今の基本方針の参考資料となっております。その部分の新旧対照表のところの項目3のところが変更になっておりません。本文と同じ形に変更させていただきたいと思います。読み上げさせていただきます。「保健所の調査が終了するまでは全部、または一部の児童生徒の外出を控えるよう保護者に対し協力を依頼する」ということを、次の項目4「濃厚接触者が特定された場合、引き続き」と入っておりますけれども、この「引き続き」を削除という形が、基本方針の本文が正しい形になっておりますので、またこれを訂正させていただいた分の参考資料を送らせていただきたいと思いますと思うんですけれども、そういう形を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員 この場で確認でいいと思うのですが。

○事務局 それなら、そういう形でよろしくをお願いしたいと思います。

○教育長 ほかに御質問・御意見はいかがでしょうか。

○委員 6番の「臨時休業等にあたっては、家庭学習課題を提供する」というところなんですけれども、実際に休業になって2週間の子たちには学習課題が与えられたのですが、平日3日間丸々お休みになった子たちは家でごろごろと過ごした状況がありまして、保護者の方からも、3日間やはり宿題も何もないというのは少し不安かなというのは声が上がっていました。臨時休業になって、それがまた学校に行けるようになって、また休業になるという可能性も今後考えられると思うので、やはり3日間お休みになる子たちにも何か学習できるものを、例えば、自学自習力の育成に今取り組んでおられるので自学自習でも構わないんですけれども、学校からそういう通

達が何かあれば、お家でもすると思うので、考えていただけたらなと思っています。

○教育長 ありがとうございます。何か補足はありますか。

○事務局 今、御意見いただいたことはまた学校にお伝えして、3日間子どもたちが自分で自学自習に取り組めるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員 今後、原則3日間がなくなるから、3日間の意味をよく考えないと。

○事務局 今、御指摘ありました、現時点では原則3日ですけれども、今後につきましては状況に応じて、徹底してその期間中に適切な学習課題の提供ができるようにしてまいります。

○事務局 補足でございますが、今現在は原則3日間ということで臨時休業させていただいておりますが、ケースによって今おっしゃっていただいたような、家庭学習課題が今不十分であるという状況が、恐らく夜に判明しまして、急遽臨時休業を明日からしますという、ここが今やはり、そのあたりをしっかりと反省をしながら、今後しっかり提供していけるようにしていきたいと思いますが、ケースによって登校後に判明した場合については、こちらからもしっかりと3日間の学習課題を準備して、慌てずに必要な諸連絡を全て行った上で下校させるようにという確認をさせていただいております。今いただきました御意見を受けまして、今後、急遽のメールでの臨時休業をお伝えする場合があっても、そのときに可能な学習課題というのもあわせてメール等を通じて連絡していけるように、今後学校と連携しながら努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第6号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第6号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第9、議案第7号「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る守口市社会教育委員会議への諮問について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第7号「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る守口市社会教育委員会議への諮問について」。

守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る守口市社会教育委員会議への諮問について、次のとおりとする。

令和3年1月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第7号「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る守口市社会教育委員会議への諮問について」を御説明申し上げます。

守口市立図書館につきましては、市民が集い、学び、交流する施設として、令和2年6月に開館し、この間たくさんの市民の皆さんに御利用いただいているところでございます。このたび、守口市立図書館指定管理者である図書館流通センター、大阪ガスビジネスクリエイト、長谷工コミュニティ共同事業体より、令和2年6月から11月までの施設の利用状況及びその間に実施したアンケートの集計結果が提出されました。図書館については、図書館法第7条の3において、運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な処置を講ずると規定されているほか、守口市立図書館運営方針にも点検・評価の徹底及び公表について明記しており、守口市立図書館についても運営状況の評価や、運営の改善を図るための必要な処置を講ずる必要があることから、評価について本市の社会教育に関する附属機関である守口市社会教育委員会議に対し、守口市立図書館の運営状況について

の現状の評価等について、意見を求めるため諮問しようとするものです。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 よろしいですか。

○教育長 はい、お願いします。

○委員 アンケートの集計結果をいただいているのですが、この集計結果を参考にしてもらって意見を求めると、こういうことですか。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 それじゃあ、もう一つだけ聞きたいのですが。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 利用者の数が一日平均500名とか600名とか700名とか出ていますが、どういった層の方が多いのか、もしおわかりでしたら。アバウトで結構ですから。

○事務局 平日でございますが、年配の方及び学生の方が非常に多くて、10時前になりますと40、50名並んでおられるというのが現状です。自習室を押さえたいという方がおられるということです。土日になりますともう年齢層は関係なく、大体土日で平均1,200名から1,300名来られておりまして、そういう状況で。土日になりますと、すごい列が長く出ているというのが現状でございます。また、学校の試験シーズンになりますと高校生等がお昼前から自習室で勉強されるというのが今の平均的な流れとなっております。

以上でございます。

○委員 はい。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、特に御意見・御質問がございませんので、採決いたしたいと思っております。

議案第7号につきましては、原案どおりに承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、協議事項に移りたいと思います。協議事項1「守口市立学校施設整備計画(案)について」の説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議事項1「守口市立学校施設整備計画(案)について」御説明申し上げます。

お手元の参考資料「守口市立学校施設整備計画(案)」の概要版と、議案書20ページから始まります、計画案本文を御参照いただきたいと思います。

まず最初に、目的と計画の位置付けについて御説明申し上げます。本市教育委員会では、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に係ります統合等が一定完了しましたことから、令和元年5月に「魅力ある学校づくりをめざして」を策定し、今後は新設校以外の既存校の老朽化対策を主眼に置き、計画的な施設整備の手法について検討を進めることとしております。府においては、平成25年1月に政府において策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、文部科学省において「インフラ長寿命化計画」を策定し、自治体には計画的な施設整備計画を令和2年度中に策定するよう要請しています。本市においても「守口市公共施設等総合管理計画・基本方針編」を、平成27年3月に策定し、その具体的な対応方針を示す個別施設計画として、今回、守口市立学校施設整備計画を策定しようとするものです。計画策定に当たりましては、昨年度に調査した学校施設の老朽化の状態を、調査結果をもとに学識経験者などを含めた、新しい学校づくり検討委員会で検討してまいりましたが、計画の趣旨として、国が財政支援を含め推奨している建替えと同程度の教育環境の確保が可能な長寿命化改修が可能かどうかを示したものになっており、計画期

間については30年とし、10年間での見直しを行うものとしています。

それでは、具体的な計画の内容に入ります。守口市の学校施設の実態等についてですが、計画案の4ページから9ページまでを御参照ください。

本市においては、高度経済成長期等に建築された建物が多く、耐震工事が平成28年に完了しておりますが、93棟のうち81棟が築40年を超えており、今後はコンクリートづくりの建物の耐用年数である50年を一斉に迎えますことから、抜本的な施設整備が必要となります。また、老朽化した既存校と新設校との格差を少しでも是正するため、令和元年から2年度にかけて、未設置の特別教室の空調設備やトイレの大規模改修工事を行ってまいりましたが、既存校におきましては、今後も学校施設の目指すべき姿として安心・安全な施設環境の確保はもとより、学習環境・生活環境・避難所環境の質的向上を図るため、さまざまな課題への対策が必要となることを示しております。

続きまして、学校施設整備の基本的な方針等についてですが、10ページから14ページまでを御参照ください。

施設整備の基本方針は先述のとおり、建物を建設当初の状態に戻すだけでなく、既存の柱、梁、基礎などの構造躯体を生かしたまま、電気設備や給排水などの機械設備の更新に加え、施設の機能や教育環境の質的向上を伴う長寿命化改修を原則としますが、調査結果からコンクリート圧縮強度が著しく低い建物や、構造躯体の老朽化を点数化した耐力度調査の結果が基準以下の建物は、建替えを行うものとしております。

次に、長寿命化改修等の実施計画についてですが、15ページから21ページまでを御参照いただきたいと思います。

調査結果から、建替えが必要な建物を有した小中学校を列举し、その中でもコンクリート圧縮強度が13.5N/mm²以下の建物については、優先的に施設整備に取り組むものとした上で、長寿命化改修の実施計画順位としては原則、建築年が古い建物から取り組んでいくこととしております。また、同一の学校において複数の建物が長寿

命化改修の対象となっている場合には、児童生徒への負担が少ない方法で実施できる
ようできる限り同時期での計画とするなど、学校運営への影響を最優先し、学校単位
での効率的な整備手法についても検討してまいります。さらに、実施に当たっては学
校規模や児童生徒数の推移についても十分に注視し、教育環境整備の観点から建替え
も含め、工事の実施時期の平準化を図りつつ、総合的に検討していくものとします。
なお、守口小学校など、近年児童数が増加傾向にある小学校については、教室数の不
足が予想されますことから、この順位にかかわらず早期に教室数の確保を行っていく
必要があることも示しております。また、施設整備のコストの見通しとして、学校施
設の長寿命化シミュレーションでは、従来型の施設整備手法である築後50年で建替
えを行った場合と比較しますと、可能な建物は40年経過後に長寿命化改修を行い、
80年まで使用する場合で試算しており、向こう30年間の学校施設の維持・更新
コストは約34,000,000,000円となり、約10,900,000,000円の縮減とともに財政負担の軽減等を見込めることを示しております。

最後に、長寿命化に向けた継続的運用方針として、22ページから23ページにか
けては、長期間にわたって学校環境の充実や施設機能を確保していくには中長期的な
マネジメントサイクルを行っていくとともに、学校、教育委員会、地域、関係部署と
連携を図りながら本計画を推進していく旨を示しております。

以上、簡単な説明ではございますが、計画の説明となります。

なお、今後のスケジュールとしましては、2月1日ごろまでに御意見をいただきま
して、それを踏まえまして関係部署とも検討を行い、3月守口市教育委員会定例会に
おいて議案として提出させていただこうとするものでございます。よろしく御審議い
ただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。また次回御議論いただいて、3月に決定とい
うことですので、また持ち帰りいただいて御意見等をいただきたいと思います。今

の御説明の中で御不明な点とかございましたら御質問等をいただきたいと思います。
何かございますでしょうか。

○委員　ちょっと教えていただきたいんですけども。長寿命化というような試算上の区分で、黄色で「要調査」というものがございます。これはどういうふうに解釈するのでしょうか。

○事務局　こちらの参考資料2にあります「建物情報一覧表」で「要調査」と示している建物なんですけれども、要調査の建物はコンクリート強度が著しく低い建物ですとか耐力度点数が低い建物として要調査という区分にしているものでございまして、試算上の区分としては建て替えるものとして試算対象にはなっているものでございます。

○委員　改築なんですね。

○事務局　そうですね。改築です。

○委員　わかりました。ちょっと、もう一個いいですか。

○教育長　どうぞ。

○委員　切れ切れになりますけれども、優先順位というか、長寿命化改修をしたほうがコスト削減にものすごく、それから教育内容の充実にもそう大差ないという分ですので、できるだけやったほうがいいようですね。その場合の優先順位というのが多分、非常に問題になってくると思うんです。原則は建築年数が古いものからというのが原則で取り組んでいく。例外として、今言ったようにコンクリートの圧縮強度、これを優先的に取り上げると。それ以外に例外というものはあるのでしょうか。例えば、この「劣化状況評価」というのがございます。この5つ部位がある中のDというのについているものがあるんですよ。Dというのを読んでみると、早急に対応する必要があるとコメントで書いてあるんですけども、このDというのとは例外になるのでしょうか。それとか、社会の動向変化によって学習環境として必要な機能を確保できないものが出てきたと、その機能向上のためにこれは早めにやるべきだとなれば、これ

も例外になるのか。例外というのをどう考えていけばいいのかというものを教えていただければと思います。

○事務局　まず1つ目の御質問なんですけれども、D評価の建物は屋上防水とか電気、ガス等の配管との劣化が激しいというところにつきましては長寿命化改修についても当然検討して、例外として前倒しにやっっていけないといけないというものもあるんですけれども、現状といたしましては、防水につきましては昨年度についても2校、建物の防水工事もやらせていただいております。ですので、個別に対応していくという形なのかなと。トータル的な施設整備としたら当然、例外としてやっっていくと、箇所箇所をやっっていくという形になるのかなと思っております。

2つ目は社会状況、あと、学習環境の変化、こちらにつきましては、今は順番等につきましては建物の強さ、コンクリート圧縮強度等の順番で並べているだけですので、先ほど説明にも出てきました守口小学校など児童数の増加が見込まれている学校においては、国においても今後また段階的に35人学級というものを示された中で、当然学習環境が確保できないということであれば前倒し前倒しで早急に対応していく必要があると思っております。

以上でございます。

○教育長　ほかに御質問等はいかがでしょうか。

○委員　ちょっと、素人でわからないから教えてほしいんですけれども、守口のこの四角の中を見ていたら、これに「事後保全型+予防保全型の維持管理」と書いてあるんです。財源を抑えるためには事後保全型の考えから予防保全型の考え方へ移行すべきだというのが言われていますね。予防保全型になってくると、あらかじめ周期を決めて修繕箇所を保全計画みたいに立てるんでしょう。わかりませんが。だから、守口はこのプラスで2つとも、両方ここに挙げておられるのを教えてもらえませんか。予防的にやっていったほうが対応年数丸々使えると。で、突発的に何か起こることが少ないとかいうふうに言われていますので、そのへんはどうなんですか。

○事務局 委員御指摘のとおり、基本的には予防保全型の維持管理に移行していくというのが原則なんですけれども、どうしても事後保全というか、事後的に対応しないといけない箇所も出てくるということで、事後保全型プラス予防保全型の維持管理という表記にはさせていただいているんですけれども、今の委員の御意見・御質問を踏まえて、プラスを書かずに予防保全型だけでも、その趣旨としては一般の市民にも伝わりやすいのかなと思いましたが、また表記については考えさせていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 それじゃあ、1つだけよろしいですか。

○教育長 はい。どうぞ。

○委員 計画の主なものは大規模改善ですかね。長寿命化ですか。違う角度から、使わなくなった建物というのがもしあれば、もう解体をするということも1つ出てくるんじゃないかと思しますので、別にお返事は結構ですけれども、1つの意見として申し述べておきたいと思います。

○教育長 何か補足はありますか。今説明できることとか。

○事務局 今、委員に御意見いただきました、必要な教室数等を当然確保した上で無駄な建物は残さないという形で整備手法については学校ごとに個別に検討してまいりたいと思っています。

○委員 済みません。この、財政負担を軽減するという意味合いで、子どもの人数が例えば減ってくるという見込みのある地域の学校においては、例えば現状の延床の面積を縮小するとかそういうのも入ってくるんですか。これは、書いてあるのは現状ですね。この表は。例えば守口小学校でしたら、増やすこともされますね。だから、そういうのも流動的に入ってくるんですね。

○事務局 今、御指摘いただきましたことにつきまして、当然先ほど言いました、不必要な建物等については減らしていくということも考えられますが、新設校におい

ても多様な学習空間、いろんな学習形態に対応できるような施設整備といたしまして、片側廊下に教室がくっついているという形の既存の学校施設整備ではない施設整備に取り組んでおりますので、そういった機能も長寿命化改修で確保していきたいと思っております。

○委員 今、新設校の話が出ていましたけれども、新設校というのは、賞をもらうぐらいすばらしい学校設備ですね。今度その長寿命化改修をやるにしても、必要な整備において、必要なものとは、例えば新学習指導要領に対応できるようなとか、ICTの活用ができるような施設設備とか、インクルーシブ教育、要するに障がいのある人とない人が学ぶ空間が、守口の場合はありますね。この新校舎。それとか、教職員の意見を交換できるような共同スペースみたいものもありますね。非常に画期的なことがたくさんあるわけです。それとか、地域の方が連携できるようなものもあるし、その幾つかの留意点をできるだけいいものを組み込んでいって、新校舎と遜色ないような機能向上というか、そういうのは当然念頭に置いておられるわけですね。

○事務局 委員おっしゃるとおり、長寿命化改修においてそういったものを目標というか、そこを目指してやっていきたいと事務局では今現在思っております。

○委員 新設校が余りにも立派すぎるので。新校舎に入った子どもはいいけれども。

○教育長 確認ですけれども、資料にある、例えばコンクリート圧縮強度が著しく低いとか耐力度が低いとかってというのは、これは学校の教育活動に即座に危険が伴うということではないんですよね。

○事務局 コンクリート圧縮強度につきましては、長寿命化改修をするに当たって建物の躯体を残すには数字が低いということの理解でございます。耐力度調査につきましても、長寿命化するよりは建て替えたほうがコスト的にも遜色ないということで、国においても一定の基準以下については国庫補助金を出せないという基準でございます。直ちに危険なものではないんですけれども、市民さんの受ける印象というのもある

りますので。

以上でございます。

○教育長　　ありがとうございました。

では、またこの計画案につきましては、非常に技術的なことを抱えておりますが、またご覧いただきまして、お気づきの点がありましたら事務局に御意見いただきたいと思います。

それでは、ほかに事務局から何か報告・連絡等がございますでしょうか。

○事務局　　私からは、先ほどから出ております、新型コロナウイルス感染症にかかわる緊急事態宣言に伴う守口市立学校の現状について御報告申し上げます。この件につきましては、大阪府の教育委員会教育長からの要請を受けて、本市の1月13日の対策本部会議において大きく基本方針、具体的に2点ありますけれども、感染症対策のさらなる徹底、これを図りながら学校での教育活動を継続すること、それから、感染リスクの高い教育活動等については実施しない、こういった基本方針のもとで、具体的に申し上げますと、学習活動を原則維持した上で集団行動を伴う活動等については一部制限を強化する形で教育活動を今進めているところでございます。例えば修学旅行、また、校外学習等については、宿泊や府県間の移動を伴う活動については中止または延期、さらに部活動については、練習試合や合同練習の禁止等を各学校と共有をしているところでございます。実際に宿泊を伴う行事について、来週26日から28日にかけて、第一中学校において1年生のスキー実習を予定しておりましたけれども、学校としましては今年度中の実施については中止することを決定して、当然子どもたちについては大変楽しみにしているという状況も聞いておりますので、現状は来年度2年次への延期について検討を進めているという状況がございます。今後についても子どもたち、また、保護者等が少しでも安心して学校生活を送ることができるように、事務局としましては感染状況を最大限に注視しながら適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

○事務局 私からは、市内小中学生学習支援・進路支援に係る図書カードの配布事業の進捗状況について御報告をさせていただきます。今、皆様の机上には市長・教育長宛ての、大阪府教育庁からのメッセージをお配りしておりますので、表裏になっているものを御準備いただけますでしょうか。

12月の議会でも補正予算を御議決いただきまして、12月すぐに事業の委託者を選定するに当たっての入札を開始しております。そして、1月14日に事業者が京阪百貨店に決まりました。今後のスケジュールなのですが、今、事業者とやり取りをしております。今週末の土曜日ごろから順次配送がスタートする形となっております。ただ、配送に当たりましては、どうしても各個別に配送していくことがありますので、例えば1家庭に御兄弟がいらっしゃる場所では、その到着に少し差が生じる可能性もあると業者からの報告を受けております。そういった旨を、守口市立学校長には通知をさせていただいております。学校から児童生徒、そして保護者宛ての文書を、学校だより等でこういう旨の図書カードが配布されますと、到着は1月下旬ごろになる予定ですということをお知らせしているところです。今月中には全ての家庭に、まずは配送を済ませたいと考えております。ただ、どうしても直接手渡しを原則としておりますので、その後不在票とかのやり取りにつきましては丁寧に業者にやり取りしていただきながら、業務完了まで我々もかかわっていきたくと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○事務局 私からは、令和2年12月定例会で御報告させていただいた以降の、新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業を実施した6校について御報告させてい

たきます。

初めに、佐太小学校で1名のり患者が確認されたことにより、令和2年12月18日の金曜日から20日の日曜日まで臨時休業とし、21日の月曜日から学校を再開いたしております。

次に、さくら小学校で1名のり患者が確認されたことにより、令和2年12月18日の金曜日から20日の日曜日まで臨時休業とし、21日の月曜日より学校を再開いたしました。

次に、さつき学園で1名のり患者が確認されたことにより、令和2年12月19日の土曜日から21日の月曜日まで臨時休業とし、22日の火曜日より学校を再開いたしております。

次に、守口小学校で1名のり患者が確認されたことにより、令和3年1月8日の金曜日から10日の日曜日まで臨時休業とし、12日より学校を再開しております。

次に、梶小学校で1名のり患者が確認されたことにより、令和3年1月18日の月曜日から20日の水曜日まで臨時休業とし、本日21日の木曜日より学校を再開いたしております。

なお、5校につきましては、疫学調査の結果、新たなり患者は確認されておられません。

最後に、守口小学校で1名のり患者が確認されたことにより、令和3年1月20日の水曜日午前終了後から臨時休業をさせていただいているところでございます。現在、保健所による疫学調査が行われているところです。今後につきましては、調査結果を受けて学校再開に向けて対応してまいります。また、学校再開後には学校と相談の上、スクールカウンセラーを派遣し、守口小学校についても同様の対応をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

○事務局 教育センターから、G I G Aスクール事業の進捗状況等について2点御報告申し上げます。

1点目は、タブレット端末の配備状況でございます。既に各校には、小学校4年生以上の一人一台端末整備が完了しているところでございます。現在、小学校3年生・2年生の搬入を開始しており、1月末に3年生、2月中旬に2年生の配備が完了いたしますとともに、1年生用である既存のi P a dへのソフトのインストールも行き、2月中旬には全学年整備が完了する予定となっておりますので、御承知おき願います。

2点目は、今御説明申し上げました整備が済み、本格的に活用が始まっております3学期に、導入初期のアドバイザーとしてG I G Aスクールサポーターを配置しているところでございますが、その御報告をさせていただきます。本件につきましては、先の教育委員会定例会において御審議賜り、12月議会にて補正予算として御承認いただいております。これを受けまして、1月4日より各中学校区等に1名配置を開始し、3月末まで既に配置しているI C T支援員と連携しまして学校支援に従事していただくこととしております。改めて校長会、教頭会にて本活用の趣旨等について説明をさせていただいたところでございますが、現在各校では、サポーターによるi P a d活用の研修会や、今回導入いたしますドリル等の活用につきまして研修会を実施いただいておりますとともに、授業支援、オンライン授業の支援等を積極的に活用していただいているところでございます。教育センターといたしましても、サポーターの日々の活動報告等を確認し、限られた日数ではございますが全ての現場の先生方が効果的に端末を活用した指導に取り組めるよう、また、4月から円滑な活用ができるよう支援をしておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、追加といたしまして、情報モラル教材について1点御報告をさせていただきます。今年度、本市、松原市、泉南市3市とL I N E未来財団で連携をいたしまして、

情報モラル教材を作成しているところでございます。低学年用、中学年用、高学年用、中学校用と、発達段階に応じた情報モラル教材となっており、保護者向けの欄もございまして、保護者も含めて情報モラル教育に取り組んでもらえるものとなっております。2月9日にデータでの配信が開始されますので、本市といたしましても各校への積極的な活用を推進してまいりますとともに、プレス発表も予定しておりますことから、教育委員の皆様方にも改めてその際には御連絡をさせていただきたいと考えております。

教育センターからは以上でございます。

○教育長　もう一点追加なのですが、文科省の来年度の事業で、学習者用デジタル教科書の研究というものがございまして、先ごろ応募があつて、大体各市内の小中学校の半分程度が申請できるというような内容だったのですが、要綱でも書いてあるのですが、希望があれば全市の全学校で手を挙げてもいいというような形になっておりますので、各学校に希望を採って、1教科だけなのですが、小学校5・6年生、それから中学校1年生から3年生までで、学校で1教科に決めていただいて、その教科で、今配備されているタブレット端末に学習者用デジタル教科書というものを格納して授業の中で使ってもらおうという事業に手を挙げたところでございます。まだ採択されるかどうかはわかりませんが、ぜひ採択されるといいなと思っております。そういったものを使って、将来教科書も、国でもデジタルの教科書に移行するというような方向についても検討が進められておりますので、そういったものにも対応できるように、かつ、学習者用デジタル教科書を使って子どもたちの学習がさらに豊かになるように取り組んでいきたいと思っております。採択されましたら、また御報告したいと思います。

○委員　教育長、教科の候補は決まっているんですか。

○教育長　一応、道徳以外の教科は大体、各教科書会社がデジタル教科書を作成予定でして、その中から各学校でこの教科書を使ってみたいという教科を選んで出して

もらいました。

○委員 各学校で違っていいわけですね。

○教育長 はい。国・社・数・理ですとか、比較的分散しました。本当に教科をばらけてやりましたので。1つしか使えないので、その教科についてしっかり使ってもらうのですが、せっかくこういった形で多教科にわたって実施するので、また各教科のデジタル教科書のいろんな使い勝手とか、こういうふうな活動ができるといったことも各学校間で情報が共有できるように支援していきたいと思っております。

ほかに事務局からございますでしょうか。

ないようですね。ありがとうございました。

本日の定例会はこれにて閉会したいと思います。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉会：午前11時53分